

「那覇市道路ボランティア実施要綱」

平成 29 年 1 月 31 日部長決裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、那覇市が管理する道路等（以下「市管理道路」という。）において、市民団体、企業その他の団体が行う道路の環境美化を図るためのボランティア活動（以下「活動」という。）について、必要な事項を定める。

（活動）

第 2 条 那覇市道路ボランティア団体（以下「道路ボランティア」という。）は、市管理道路において次に掲げる事項の全部又は一部を行うことができる。

- （1） ごみ等の分別収集等
- （2） 植樹柵内の除草
- （3） 草花の植付け及び管理
- （4） 街路樹等の剪定、散水
- （5） 道路施設の破損等に関する情報提供
- （6） その他市長が必要と認めること

（道路ボランティア）

第 3 条 道路ボランティアを希望するものは、道路ボランティア申込書（第 1 号様式）及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- （1） 道路ボランティア年間活動予定表（第 4 号様式）
- （2） 道路ボランティア名簿（第 6 号様式）
- （3） 道路ボランティア活動範囲図（第 8 号様式）
- （4） その他市長が必要と認めたもの

2 道路ボランティアは、原則として 5 人以上の者で構成された団体とする。
なお、団体の代表者は成人でなければならない。

(協議)

第4条 市長は、前条の申込みがあった場合には、次に掲げる事項について、申請のあった道路ボランティアと協議するものとする。

- (1) 活動場所の範囲
- (2) 活動内容
- (3) 活動時期及び頻度
- (4) 提供する清掃用具等（企業等を除く）
- (5) 道路ボランティア標示板（企業等を除く）
- (6) ボランティア保険（企業等を除く）
- (7) 支援金の交付（企業等を除く）
- (8) その他市長が必要と認める事項

(協定書の締結)

第5条 市長は、前条の協議がととのったときは、道路ボランティアと協定書を締結するものとする。

(活動支援)

第6条 市長は、第4条の協議に基づき、道路ボランティアに対し次に掲げる事項の全部又は一部を支援することができるものとする。

- (1) 清掃用具等の提供（企業等を除く）
- (2) 分別収集したごみ、除草作業後発生する草、枝等の処理
- (3) 道路ボランティア標示板の設置（企業等を除く）
- (4) ボランティア保険の加入料負担（企業等を除く）
- (5) 支援金の交付（企業等を除く）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(活動予定及び活動報告)

第7条 道路ボランティアは、毎年度末までに次年度の道路ボランティア年間活動予定表（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 道路ボランティアは、年度終了後速やかに、道路ボランティア活動報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 支援金を受けようとする道路ボランティア（企業等を除く）は、道路ボランティア支援金交付申請書（第7号様式）及び道路ボランティア活動報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、道路ボランティア支援金交付申請書（第7号様式）が提出されたときは、活動実績等を審査し支援金を交付するものとする。ただし、企業等を除く。

3 前項の支援金の額は、月額2,000円とする。

(道路ボランティアの変更及び解消)

第9条 道路ボランティアは、道路ボランティアの団体名及び会長等に変更があるときには、道路ボランティア変更届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 道路ボランティアは、道路ボランティアの活動を止めるときには、道路ボランティア解消届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、活動が特に優れていると認める場合に、当該道路ボランティアを表彰することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。